

当会が告発した司法書士法違反事件について(会長声明)

平成24年2月1日

岡山県司法書士会

会長 秀岡 康則

標記司法書士法違反事件(司法書士でない者が反復継続して登記申請等を行っていた事件)につき、去る平成23年10月18日付で当会より岡山地方検察庁に告発していたところ、平成23年12月22日起訴となり、罰金50万円とする刑が平成24年1月13日付をもって確定いたしました。

司法書士法第73条第1項におきまして、「司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行ってはならない。」とされ、それを受けて同法第78条第1項では「第73条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と罰則が定められています。

当会といたしましては、今後も同様の疑いがある事案には、断固たる態度で臨む所存であります。

以上